



2025

# 第25回 東日本学校吹奏楽大会

【参加要項】

(一部抜粋版)



主管：東北吹奏楽連盟

(担当：山形県吹奏楽連盟)

## 第25回 東日本学校吹奏楽大会 参加要項

### 〔本大会の開催趣旨〕

学校教育・社会環境が大きく変化する時代に学校吹奏楽はどのように対応するか、とりわけ、少子化の時代の必然として、少人数のバンドの増加にどのように対応するかが吹奏楽連盟に問われています。

そこで、北海道、東北、東関東、西関東、東京都、北陸の6吹奏楽連盟は、小学生バンドの演奏機会の拡充ならびに、中学生、高等学校の少人数のバンドの育成と質的向上を目指し、多くの団体との交流を深める中で小学生バンドや小編成バンドのよりよいあり方を求めてこの大会を開催いたします。

- 1 期日・部門 令和7年10月11日(土)  
中学生部門(前半の部) 9:50 開演  
中学生部門(後半の部) 14:15 開演  
令和7年10月12日(日)  
小学生部門 9:50 開演  
高等学校部門 14:00 開演
- 2 会 場 やまぎん県民ホール(山形県総合文化芸術館)大ホール  
〒990-0828 山形県山形市双葉町1丁目2-38
- 3 主 催 北海道吹奏楽連盟・東北吹奏楽連盟・東関東吹奏楽連盟・西関東吹奏楽連盟  
東京都吹奏楽連盟・北陸吹奏楽連盟・朝日新聞社
- 4 主 管 東北吹奏楽連盟(担当:山形県吹奏楽連盟)
- 5 後 援 一般社団法人 全日本吹奏楽連盟  
山形県教育委員会・山形市教育委員会(いずれも申請予定)
- 6 協 賛 株式会社ヤマハミュージックジャパン・株式会社音楽之友社(予定)
- 7 審 査 員 交渉中  
【五十音順 敬称略】
- 8 部門・編成・演奏人数・参加資格・演奏時間・表彰等 詳細は実施規定を参照のこと

## 9 代表数

令和7年度の各吹奏楽連盟の代表数は次のとおり。

	小学生	中学生	高等学校	合計
北海道	2	5	3	10
東北	3+1	4	3	10+1
東関東	2	6	3	11
西関東	2	6	3	11
東京	2	5	3	10
北陸	1	4	3	8
合計	13	30	18	61

10 出演順 抽選により、次ページのとおり決定。

11 参加費 1団体 20,000円  
※申し込み後に出場を辞退された場合、参加費の返金はいたしません。  
なお、大会中止の場合も同様といたします。

12 入場料  
・一般 2,500円  
・小中高生 1,300円  
※「中学生部門前半」「中学生部門後半」「小学生部門」「高等学校部門」それぞれに入場券が必要となります。  
※未就学児の入場はできません。

13 入場券  
(1) 出演団体予約入場券  
・一般と小中高生の2種類  
・「入場券・プログラム等申込書」にて期日までにお申し込みください。  
※予約希望数の多少により、販売枚数を制限する場合があります。  
(2) 一般入場券（プレイガイド販売）  
・一般と小中高生の2種類  
・一般入場券は、9月28日（日）午前10時より「チケットぴあ」にて販売予定  
(3) 当日券  
・入場券の当日販売は、前売状況により判断します。詳細は、東北吹奏楽連盟ホームページでお知らせします。  
(4) その他  
・中学生部門（前半の部）・中学生部門（後半の部）・小学生部門・高等学校部門ごとの入れ替え制とします。  
・表彰式でホール客席に入る場合もその部門の入場券が必要です。  
・出演者も鑑賞目的でホールに入る場合は入場券が必要です。

※チケットに関する情報は、今後変更となる可能性があります。変更が生じた場合は、東北吹奏楽連盟ホームページで情報を公開いたします。

14 プログラム 1部 500円

1.5 ライブ配信 アーカイブなしのライブストリーミング配信を実施する予定です。

- ① 配信チケットは各日 2,000円
- ② 詳細は東北吹奏楽連盟ホームページでお知らせします。

## 出演順

10月11日(土)			10月12日(日)			
中学生 (前半の部)	1	東関東	小学生	1	東北	
	2	東京		2	東北	
	3	西関東		3	東関東	
	4	東関東		4	東京	
	5	東関東		5	東北	
	6	西関東		6	東京	
	7	東北		7	北陸	
	8	北海道		8	北海道	
	9	北海道		9	西関東	
	10	東北		10	東北	
	11	西関東		11	東関東	
	12	北海道		12	北海道	
	13	北陸		13	西関東	
	14	北陸		高等学校	1	北海道
	15	東京			2	東関東
中学生 (後半の部)	16	東関東	3		東北	
	17	西関東	4		東北	
	18	東京	5		東京	
	19	東京	6		北陸	
	20	東京	7		西関東	
	21	東関東	8		東関東	
	22	北陸	9		東京	
	23	西関東	10		北海道	
	24	北陸	11		東北	
	25	東北	12		東関東	
	26	西関東	13		東京	
	27	東北	14		北海道	
	28	北海道	15		北陸	
	29	東関東	16	西関東		
	30	北海道	17	西関東		
		18	北陸			

※令和7年3月7日 企画委員会にて抽選

# 東日本学校吹奏楽大会実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は「東日本学校吹奏楽大会」という。

(実施)

第2条 本大会は、各吹奏楽連盟理事長より推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年10月第2週の土曜日・日曜日に実施する。

この大会の事業年度は4月1日から翌年3月末日とする。

(各吹奏楽連盟)

第3条 選出母体たる各吹奏楽連盟は次のとおりとする。

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 北海道吹奏楽連盟 | (2) 東北吹奏楽連盟  | (3) 東関東吹奏楽連盟 |
| (4) 西関東吹奏楽連盟 | (5) 東京都吹奏楽連盟 | (6) 北陸吹奏楽連盟  |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は各吹奏楽連盟理事長、事務局長で構成する東日本学校吹奏楽大会企画委員会（以下 企画委員会）で決定する。

主管をする吹奏楽連盟の理事長は大会会長となる。企画委員は大会開催時大会委員となる。

企画委員会は毎年3月上旬までに次年度の実施要項を決める。

## 第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- (1) 小学生部門
- (2) 中学生部門
- (3) 高等学校部門

(編成・演奏人員)

第6条 編成は、木管、金管、打楽器を主体とし、電子楽器の使用を認めない。ただし、小学生部門については、低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。

また、各部門の演奏人員は次のとおりとする。なお、指揮者は演奏人員には含まない。

- (1) 小学生部門・・・自由
- (2) 中学生部門・・・30名 以内
- (3) 高等学校部門・・・30名 以内

## 第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は各吹奏楽連盟に登録され、かつ中学生と高等学校においては各大会の小編成の部門に参加した団体で次のとおりとする。

(1) 小学生部門

構成メンバーは小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。なお、学校の統廃合に伴う合同のバンドについても出場を認める。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>で構成された団体。

(2) 中学生部門

構成メンバーは中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生<sup>※1</sup>の参加は認める）

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校

② 合同バンド

部員不足により単独の学校単位で大会等に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。なお、学校の統廃合に伴う合同のバンドについても出場を認める。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>、中学生<sup>※2</sup>で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(3) 高等学校部門

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。なお、学校の統廃合に伴う合同のバンドについては出場を認める。（同一経営の学園内の小学生・中学生の参加は認める）

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第7条第1項(1)－②、③並びに(2)－②、③に該当しない団体の参加については、企画委員会でこれを検討し、参加の可否を決定する。
- 3 第7条第1項により参加資格を有する団体であっても、その年度の全日本吹奏楽コンクールの予選となる部門に出場した団体と、その年度の全日本小学生バンドフェスティバルに出場する団体は、本大会に参加することはできない。

(指揮者)

第8条 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

(入賞取消)

第9条 参加団体の資格に疑義あるときは、出場を停止または入賞を取り消す。

## 第4章 演奏曲および演奏時間

(演奏曲)

第10条 各吹奏楽連盟主催の大会で演奏した任意の1曲とする。(組曲は1曲とみなす)

(審査)

第11条 参加団体は、第10条による曲を演奏し審査を受ける。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は7分以内とする。演奏時間が7分を超えた場合は、審査・表彰の対象としない。

(演奏順序)

第14条 部門順序と出演順序はその年の企画委員会において決める。

## 第5章 審査および表彰

(審査員)

第15条 審査員は企画委員会で選出し大会会長が委嘱する。審査員の数は7名とする。審査方法は別に定める審査内規による。

(表彰)

第16条 各団体に「金賞」、「銀賞」、「銅賞」を贈る。また、全団体の指揮者に指揮者賞を贈る。

## 第6章 代 表

(支部代表)

第17条 本大会に各吹奏楽連盟より推薦する団体数は、企画委員会で前年度3月上旬までに決める。  
各吹奏楽連盟理事長は、本大会開催日の3週間前までに大会会長に推薦する団体を報告する。

(参加費用)

第18条 本大会参加に要する費用は参加団体の負担とする。

## 第7章 そ の 他

(共催・後援・協賛)

第19条 本大会の実施にあたり企画委員会が必要と認めた場合は、共催、後援および協賛団体を持つことができる。

(実行委員会・事務局)

第20条 本大会実行委員は主管吹奏楽連盟の役員があたる。

また、大会事務局は主管連盟の事務局とする。

(開催細目)

第21条 その他の開催上の細目については実行委員会が決める。

(改定)

第22条 この規定は企画委員会の議により改定することができる。

- 2 緊急時の場合、主管連盟からの提案により、企画委員の過半数を超える賛成で、当年度に限り東日本学校吹奏楽大会実施規定（細則を含む）を変更して実施することができる。なお、賛否が同数の場合は主管連盟の決するところによる。

付則 この規定は平成25年4月1日より実施する。

平成14年	1月21日	企画委員会決定
平成16年	2月10日	企画委員会一部改定
平成17年	1月26日	企画委員会一部改定
平成18年	1月30日	企画委員会一部改定
平成19年	1月29日	企画委員会一部改定
平成19年	10月5日	企画委員会一部改定
平成21年	2月28日	企画委員会一部改定
平成22年	7月18日	企画委員会一部改定
平成23年	3月6日	企画委員会一部改定
平成24年	3月3日	企画委員会一部改定
平成24年	10月12日	企画委員会一部改定
平成25年	3月3日	企画委員会一部改定
平成26年	3月2日	企画委員会一部改定
平成31年	3月3日	企画委員会一部改定
令和2年	3月20日	企画委員会一部改定
令和3年	7月13日	企画委員会一部改定
令和4年	10月7日	企画委員会一部改定
令和6年	3月7日	企画委員会一部改定
令和7年	3月7日	企画委員会一部改定



# 東日本学校吹奏楽大会審査内規

- 第1条 この内規は東日本学校吹奏楽大会実施規定第15条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は演奏曲を「技術」と「表現」の2項目について、各項目10段階で評価する。
- 第3条 審査結果の判定は企画委員会が行う。
- 第4条 審査員の最高点および最低点を除いた評価に基づき、全団体へ「金賞」、「銀賞」、「銅賞」のいずれかを贈る。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。  
また、全団体の指揮者に「指揮者賞」を贈る。
- 第5条 第4条による結果は企画委員会で決定し、審査員に報告する。
- 第6条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表は企画委員会が管理し一部分を公表する。
- 第7条 この内規は企画委員会の議により改定することができる。
- 付 則 この規定は平成23年4月1日より実施する。

平成14年	1月23日	企画委員会決定
平成15年	1月17日	企画委員会一部改定
平成16年	2月10日	企画委員会一部改定
平成17年	1月26日	企画委員会一部改定
平成18年	1月30日	企画委員会一部改定
平成19年	1月29日	企画委員会一部改定
平成19年10月	5日	企画委員会一部改定
平成22年10月	8日	企画委員会一部改定

# 各種申し込み方法

参加団体は所定の申込書に必要事項を記入の上、下表の提出先に送付方法に従い、提出してください。  
**※各申込書の様式 (Excel ファイル) は、東北吹奏楽連盟ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。**

**※各提出書類は、必ず控え (コピー) を取り、保管してください。**

## 1. 送付内容・送付方法および締切 (必着)

※「郵送」は必ず**レターパックプラス**を使用すること。

内 容		部数・金額	提出先	送付方法	締切	
①参加申込書		2部 (原本+コピー)	(ア)東北吹奏楽連盟事務局	郵送*	9/24 (水) 12:00	
		1部 (職印不要)	(イ)山形県吹奏楽連盟事務局	メール		
②有料ライブ配信承諾書		1部 (原本)	(ア)東北吹奏楽連盟事務局	郵送*	9/24 (水) 12:00	
演奏曲スコア表紙コピー (曲名・作曲者・編曲者が分かる ページのコピー) 編曲承諾書・演奏承諾書 ※必要な場合		1部 (A4コピー)				
③入場券・プログラム等申込書		1部 (原本)	(イ)山形県吹奏楽連盟事務局	メールと 郵送*	9/26 (金)	
④参加諸経費納入通知・領収書等申請用紙		1部 (原本)				
参加費		20,000円				
ピアノ使用料 (使用団体のみ)		5,000円				
入場券	各部門	小中高生券		1,300円/枚		銀行振込 (振込明細 票コピーを ④に貼付す ること)
		一般券		2,500円/枚		
プログラム料金		500円/部				
⑤行動計画書・移動運搬計画書		1部	(イ)山形県吹奏楽連盟事務局	メール or FAX	10/3 (金)	
⑥ステージ配置図		8部 (コピー)	団体受付	持参	大会当日	

※「①参加申込書」は、原本 (所属長印押印) とコピー1部を東北吹奏楽連盟へ、入力済みの Excel ファイルを山形県吹奏楽連盟へお送りください。

※「②有料ライブ配信承諾書」 (学校長・所属長印押印) を参加申込書とともに郵送してください。

※「演奏承諾書」は貸譜 (レンタル譜) の場合も必要となりますので、申し込みの際に出版社より送付された演奏承諾書 (または合意書) のコピーも必ず添付してください。

※③④の書類については、データ処理上、データが整い次第メール (PDF) にて、山形県吹奏楽連盟へ送信してください。その後、郵送でお送りください。

※「払込明細表」のコピーを必ず④の書類の指定欄に貼付してください。

※「⑤行動計画書・移動運搬計画書」は、災害時や緊急時の連絡先確認のため、提出にご協力ください。提出後、変更がある場合はその都度ご連絡をお願いします。

## 2. 提出先

(ア) 東北吹奏楽連盟事務局 〒981-0904 仙台市青葉区旭ヶ丘 3-34-10-302  
 メール: tohokumiyagi.suiren@gmail.com

(イ) 山形県吹奏楽連盟事務局 〒990-0824 山形市肴町 1-13  
 東北文教大学山形城北高等学校内  
 FAX: 023-645-3378 メール: yamagata.suiren@gmail.com

## 3. 送金先 荘内 (ショウナイ) 銀行 霞城 (カジョウ) 支店 普通1025930 山形県吹奏楽連盟 事務局長 岩井宏樹 (イワイヒロキ)

◎ 一度納入された大会参加諸経費 (予約入場券代, 予約プログラム代を含む) は企画委員会が認めた場合を除き返金いたしません。

#### 4. ライブストリーミング配信の承諾について

次の①～③の項目を、各参加団体で必ずご確認ください、ライブ配信の可否を判断した上で、ライブ配信承諾書内のア～オの中で該当する記号の欄に○印を入れてください。

- ① 配信に用いる映像は、ソロ奏者のアップ等、個人が識別できる映像が含まれること。
- ② 演奏する楽曲の①編曲許諾 ②演奏許諾 ③ライブ配信に伴う諸権利の管理者。  
(①, ②, ③が適正に処理または確認されていない場合、処罰の対象になったり、高額な追加請求を受けたり場合があります。)
- ③ 各団体が演奏する楽曲の、配信に関する諸権利の許諾については、配信業者がすべて確認し、JASRACが管理する楽曲の場合、費用は業者が負担いたします。JASRACが管理していない楽曲の場合は、著作権者から配信の許可が出ない場合や高額な費用が発生する場合があります。許可が出ない場合は承諾の有無にかかわらず配信できません。また、高額な費用が掛かる場合は、演奏団体に負担いただいたり、配信ができなくなったりする場合があります。

##### 【ライブ配信承諾欄の選択内容】

- ア 映像、音声すべての配信を承諾する。
- イ 出演者の顔が判別できない距離からの定点カメラの映像と音声の配信は承諾する。
- ウ 映像なし、音声のみの配信は承諾する。
- エ 音声なし、映像のみの配信は承諾する。
- オ 映像、音声すべての配信を承諾しない。

# 入場券・プログラム申し込み方法

◎ 参加団体で予約申し込みをする場合は、別紙申込書に必要事項を記入し、振込明細表のコピーを参加諸経費納入通知・領収書等申請用紙の所定欄に貼付の上、郵送\*してください。

## 1. 入場券・プログラムについて

### (1) 入場券

- ・各部門完全入替制につき、入場券は部門（中学生は前半／後半）ごとに必要です。（10／11は中学生前半と後半、10／12は小学生と高等学校）なお、表彰式への入場も入場券が必要となりますのでご注意ください。
- ・締切後、団体申込入場券の総枚数がホールの定員を超えた場合、希望枚数を削減させていただくことがありますので、ご了承ください。（削減した場合は、差額を当日返金いたします）
- ・出演日および出演部門以外の予約申し込みはできません。
- ・予約入場券は、10月3日（金）に東北吹奏楽連盟より団体所在地宛へ発送する予定です。
- ・各団体に所属長宛の招待状1枚と出演日・出演部門（中学生は前後半別）の無料入場券3枚を配布します。
- ・未就学児の入場は、審査の妨げとなる可能性がありますのでご遠慮願います。

#### ◎ 一般対象の前売入場券について

- 1 9月28日（日）午前10時より、「チケットぴあ」にて販売いたします。  
10月11日（土） 9：50開演 中学生部門（前半）  
14：15開演 中学生部門（後半）  
10月12日（日） 9：50開演 小学生部門  
14：00開演 高等学校部門  
全4区分：一般2,500円 小中高生1,300円
- 2 購入できる枚数は、1回の申し込みにつき 5枚 までといたします。
- 3 詳細につきましては、東北吹奏楽連盟のホームページをご参照ください。

### (2) プログラム

- ・なるべく団体で一括購入してください。
- ・予約プログラムは、大会当日団体受付でお受け取りください。
- ・申し込み部数の変更はできません。
- ・各団体にプログラム5部を無料で進呈いたします。

## 2. 料金と支払方法について

内容		金額	支払方法
入場券	10月11日（土） 中学生（前半／後半）	小中高生券 1,300円／枚	参加諸費用とともに 銀行振込
	10月12日（日） 小学生／高等学校	一般券 2,500円／枚	
プログラム		500円／部	

## 第25回 東日本学校吹奏楽大会

大会名誉顧問	平野 廣海	三塚 尚可	
大会顧問	八島 健治	下里 矩生	米谷 久男
	林 尚彦	松原 清	新妻 寛
	大滝 実	折原 弘一	

### 大会委員

大会会長	鈴木 芳夫	東北吹奏楽連盟理事長
大会副会長	井田 重芳	北海道吹奏楽連盟理事長
	千田 豊	東関東吹奏楽連盟理事長
	一瀬 純司	西関東吹奏楽連盟理事長
	齊藤 厚子	東京都吹奏楽連盟理事長
	北村 善哉	北陸吹奏楽連盟理事長
大会委員	山田 洋介	北海道吹奏楽連盟事務局長
	星 弘敏	東関東吹奏楽連盟事務局長
	小泉 信介	西関東吹奏楽連盟事務局長
	花村 温子	東京都吹奏楽連盟事務局長
	山崎 伸久	北陸吹奏楽連盟事務局長
	木村 仁彦	東北吹奏楽連盟事務局長

### 第25回東日本学校吹奏楽大会 大会事務局

〒981-0904 仙台市青葉区旭ヶ丘 3-34-10-302

東北吹奏楽連盟

事務局長 木村仁彦

E-mail : [tohoku-miyagi.suiren@hotmail.co.jp](mailto:tohoku-miyagi.suiren@hotmail.co.jp)

Web : [tohokusuiren-oneteam.asfsite.jp](http://tohokusuiren-oneteam.asfsite.jp)